

平成30年度
東京都動物愛護管理審議会
第2回小委員会
会議録

平成30年11月1日
東京都福祉保健局

(午前10時00分 開会)

○田島動物愛護管理専門課長 定刻となりましたので、ただいまから東京都動物愛護管理審議会第2回小委員会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、福祉保健局健康安全部動物愛護管理専門課長の田島でございます。

本日は、工藤委員におかれましては、体調不良のため、御欠席との御連絡をいただいているところでございます。

では、開会に当たりまして、健康安全部長の高橋より一言御挨拶申し上げます。

○高橋健康安全部長 おはようございます。10月3日の第1回に引き続き、今回御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

前回は、動物愛護管理推進計画の進捗状況と、それから今後の方向性について御議論いただきました。皆様からは、多数の貴重な御意見、また活発な御審議を本当にありがとうございました。

本日もすけれども、手元の次第にありますように、東京都動物愛護相談センターのあり方についてということで、御審議いただければと思っております。御存じのように動物愛護相談センターは、動物愛護管理推進事業を実施する拠点でございますので、本日もぜひ皆様から活発な御意見をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 それでは、早速議事に移りたいと存じます。

これからの進行につきましては、林委員長をお願いいたします。

○林委員長 皆様、おはようございます。これから議事に入りますが、議事に入ります前に注意点を申し上げます。これは、前回と同じですが、原則として公開になっています。資料及び議事録も含めて原則公開ということで、御了解いただきたいと思えます。

もう一つお願いですが、小委員会ですので、できる限り全員の方に御発言いただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど部長からお話がありましたように、本日の議題は、東京都動物愛護相談センターのあり方ということになっています。この小委員会だけではなくて、審議会でもセンターの施設整備の方向性についてしっかりと検討してまいりたい。具体的な施設の場所、敷地面積、あるいは詳細な設備内容については検討いたしませんので、あらかじめ御了承いただきたいと思えます。

なお、前回の小委員会で審議した施策の方向性については、次回第3回小委員会にて中間報告案を検討する際に、改めて検討したいと考えています。

それでは、次第に従って進めますが、まず事務局から関係資料の説明をいただきたいと思えます。

なお、事務局からの説明は一括して行っていただいて、質疑は後ほどまとめて行いたいと思えますので、まず事務局からお願いいたします。

○鮫島健康危機管理推進担当課長 事務局の健康危機管理推進担当課長、鮫島でございます。よろしく願いいたします。着座にて御説明させていただきたいと思っております。

昨年3月に動物愛護相談センターの整備基本構想について、本審議会で御検討いただいたところでございます。これらのセンターに求められる役割、施設像につきまして、基本構想の中で最終的にまとめを行いました。

今後、動物愛護管理推進計画の中間の見直しを行う中で、施策を推進していくに当たって、都内の動物愛護管理施策を担う中核の機関でございますので、センター全体がどのようにあるべきかについて、本日御意見をいただきたいと思っております。

お手元の資料のほうを御覧いただきたいと思うんですけれども、こちらのタブレットのほうで、まず参考資料のほうから恐縮ではございますが、御覧いただきたいと思っております。

参考資料1から6というところを御覧いただきたいと思っております。

まず、参考資料1でございますけれども、検討事項及びスケジュール等ということで、こちらにつきましては、8月30日の第1回の動物愛護管理審議会のほうの資料として出させていただいたものでございます。こちらの検討事項ということで、1の(3)でセンターのあり方ということでございます。こちらの内容に沿って、本日、御審議いただくという形になります。本日は、平成30年11月の1日ということで、第2回の小委員会でございますが、次回12月に向けて、まとめを行っていくという流れになっているところでございます。

続きまして、参考資料2でございますけれども、こちら審議会のほうでお出しさせていただいた資料でございますが、動物愛護相談センターの整備についてということでございます。29年3月に東京都で作成いたしました、動物愛護相談センターの整備基本構想でございますけれども、要点としては、この丸三つに書かれているところではございますけれども、こちらを実現していこうというものでございます。これに当たりまして、施設整備を具体的に進めていく上でということで、2点記載させていただいておりますけれども、必要な機能の確保、都民や関係者の利便性、業務の効率性等を勘案しながら検討、それから用地の確保、周辺環境等の整備上の制約となる事項についても考慮に入れて検討していくというところを踏まえまして、本日御審議をいただきたいと考えているところでございます。

次の参考資料3でございますが、こちらがその昨年の3月に策定いたしました、動物愛護相談センターの整備基本構想の本文でございます。ということで、こちらのほうで柱立ての中で、特に第4章のところが今後のセンターのあり方について記載されている部分でございますので、御覧いただきたいと思っております。

それから、参考資料の4でございますが、こちらが基本構想の中で記載させていただいております資料と昨年のものでございますので、御審議に当たって必要なデータだと思いますので、こちらにつきましては、最新のものにさせていただいております。基本

構想の8ページ目に掲載されております図表につきましては、参考資料の4-1、4-2、こちらのほうで最新のものとしていただいております。それから、9ページの図表につきましては、参考資料の4-3、4-4というところと、それからあと4-5でございますが、こちらで示させていただいております。あと、10ページに掲載されておりますグラフにつきましては、資料4-6ということで、現状の最新版ということでさせていただいております。

それから、参考資料の5でございますが、都民へのアンケート結果ということで、都政モニターというものを行っております、その中で動物に対しての考え方というのですか、被害を受けたりとか、そういうようなものがあつたかどうかというようなアンケートをさせていただいております、多くの方が迷惑を経験しているという状況がありますということでございます。

そして、参考資料の6でございますけれども、動物愛護相談センターにおける犬及び猫の譲渡実績の推移ということでございまして、2013年度から2017年度までということでなっております。

2017年度のところで、登録ボランティアというところが増えておりますけれども、これにつきましては、いわゆるミルクボランティアです。こちらの譲渡を開始したということで、欄が増えているという形になっております。

それでは、本編の資料のほうに行きたいと思いますが、まず資料1でございます。動物愛護相談センター現行3施設の現状ということです。

それでは、説明させていただきます。現状について、でございます。まず上の地図でございまして、世田谷にあります本所、それから日野にあります多摩支所、そして大田区にあります城南島出張所ということで、このような形で配置されているということでございます。

右の下でございまして、それぞれ所在地、それからあと公共交通について、敷地面積、延べ床面積等について掲載させていただいております。特に「しゅん工」のところを見ていただきますと、御存じのとおりですけれども、非常に古い施設と現状としてはなっているところでございます。

あと、下に主な設備ということで、それぞれにある主な施設を抜き出して掲載させていただいているところでございます。

この3施設でございまして、それぞれ管轄区域を分担させていただいております、区部につきましては、本所とそれから城南島出張所で分担をさせていただいているという形になります。本所の管轄区域が10区、それから城南島出張所が13区の23区を分担しているという形になっております。多摩地域につきましては、多摩支所のほうで一括で担っているという形になります。

現状としては、このような形で3所がそれぞれの地域を分担して業務を取り行っているという形になります。

続きまして、資料2を御覧いただきたいと思います。

こちらは、昨年3月に策定しました動物愛護相談センター整備基本構想から抜き出しているものでございますけれども、動物愛護相談センターに求められる役割等ということで整理させていただいているものでございます。

大きく動物愛護相談センターの役割としては、施設像ということになるかと思いますが、大きく四つ示させていただいております、動物愛護精神、それから適正飼養の普及、適切な飼養管理・譲渡の推進、動物取扱業者の指導・監督の徹底、災害時における的確な危機管理ということで、大きく四つに役割としては分けられるかと考えております。

これにつきまして、それぞれ重点的な取組が必要な事項ということで、基本構想の中で整理させていただいているのですけれども、重点的な取組として、動物愛護精神・適正飼養の普及についてはこの2点です。こちらのほうが重点的な取組として挙げております。以下、それぞれの柱につきまして重点的な取組を示しているところでございます。

これにつきまして、それぞれ取組を実施するに当たってということで、必要な設備、それから取組というところを簡単に整理したのが、このひし形のものになりまして、動物愛護精神・適正飼養の普及では、この大きく三つが挙げられると考えております。やはり、普及啓発ということになってまいりますので、都民が自発的に動物について学べる環境を提供していく、それから区市町村、獣医師会、動物愛護団体との連携・協働の基盤確保をしていく施設になろうと。それからあと、人材育成のための教材作成・研修等を実施していく、そういう施設であろうというような流れでございます。

適切な飼養管理・譲渡の推進につきましても、このように重点的な取組につきまして、実施していく上でのものとしては、やはり健康な状態を譲渡するための動物福祉に配慮した飼養環境であるとか、登録譲渡団体等と協働した譲渡活動・人材育成、それから飼い主が相談しやすい環境の確保など、センターでやはり担っていかなければいけない部分がこういうふうに整理させていただいているというところでございます。

この四つの柱をしっかりと実現していくために、今後のセンターのあり方ということをお議論いただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大変雑ばな説明で、大変恐縮ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。

○林委員長 ありがとうございます。それでは、ただいま事務局から説明いただきましたけれども、これについて御質問、あるいは御意見ございませんか。

平井委員、どうぞ。

○平井委員 資料を幾つか拝見して、教えていただきたいことがあるんですけども、今の多摩と本所と城南と3カ所になっているかと思ひます。平成29年度の引取頭数が1,216ですよね。その後の資料を見ると、致死処置をしたものが約500で、ボランティア団体さんに譲渡をされた動物が315ということになりますと、実際の年間収

容頭数って700、収容というか、いなければいけない、センターにしばらく滞在する動物というのが見えてくるのかなと思うんです。それが、この3カ所の割合というのが知りたかったのですが、都心部が多いのか、多摩地区が多いのか、その割合を教えてくださいなと思います。

○林委員長 いかがですか。

○金谷動物愛護相談センター所長 当然、個体ごとに数日で譲渡されるものもありますし、それから数カ月とか、1年以上中にはいるような犬もいます。例えば23区でいうと、城南島と本所で役割分担をしております、城南島が負傷動物を主に扱っております。10頭前後ぐらいの成猫が大体1年を通してることがあります。

本所の場合は成犬については、引き取られてきたものとか、拾得されたもの、捕獲されたもの、それから成猫については飼い主さんから引き取ったものが主にいます。あとは子猫につきましては、城南島の方も合わせて23区全体の拾得された子猫を本所で飼育をして、譲渡を行っています。

○田島動物愛護管理専門課長 頭数でございますが、平成29年度でいいますと、区部が約700頭ですね。多摩地区が約330頭程度ということで、この数字は多摩につきましては、八王子市と町田市は除かれているという形になりますので、御理解いただければと思います。

○林委員長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

○平井委員 正確な数というよりは、割合とか、例えば東京都においては、収容した後どういう流れになっていくかで、そのセンターの目的というものも変わってくるのかなと思ったんです。例えば、今だと譲渡団体の方がいらっちゃって、成犬譲渡などにすごく協力をいただいている、そのいい協働という作業が行われていますけれども、そういう方針でこれから収容した動物をどう譲渡していくかとか、そういう考え方というものがあると思ひまして、例えば、区部で多いのであれば、一時的に収容されたけども、返還率が多い動物が多いとか、滞在期間が長い動物が多いのかとか、そういう傾向を知った上で、目的だとかを議論するとわかりやすいと思ひた次第です。

ですから、今後どういう、例えばボランティア団体さんとどういう取組をしていくのか、またそれが継続できるのかとか、そういう方針というものもこの役割だとか、求められる機能に係ってくるのかなと。であれば、動物愛護センターというのは一般的な動物愛護センターとして考えるのか、もしくは東京都としての都市型の何かオリジナルのスタイルというか、思想を持った施設にするのかということところが、そこから引き出されるのかなというふうに、ちょっと漠然とした意見なんですけれども、思ひました。

○林委員長 はい、ありがとうございました。ここでは方向性としては漠然としたところももちろん含んでいいと。例えば、これは今後は3施設がいいのか、それとも一つの施

設で全部おっしゃっているような業務ができたほうがいいのか、分担したほうがいいのか、これは方向性ですから、どんどんお考えをおっしゃっていただいていた方がいいんだと思います。

○鮫島健康危機管理推進担当課長 今ちょっと平井委員のところに若干お答えというか、補足させていただきたいんですけども、基本的に団体様との付き合い方というところは基本構想の中でもうたってはいるんですけども、動物愛護団体、ボランティア等との関係をさらに強化していくということで、現状としても動物の譲渡では登録譲渡団体の皆様が主体となってやっただいていてという、大変ありがたい状況でございます。これは、確実に継続、それから強化していかなければいけないと思っておりますので、その辺のスタンスは変わらないということになりますので、その辺も考慮するべきかなとは思っています。

○林委員長 ほかにいかがでしょう。

はい、どうぞ。田中委員。

○田中委員 町田市の田中でございます。資料の2の右側のところで、「災害時等における確な危機管理」ということで記載がございまして、その中で「重点的取組」の9番です。「動物由来感染症等による危害の防止」ということが掲げられておるかと思えますけれども、その下の黒のひし形の4番目のところがそれに当たるのかなと。「狂犬病発生時・特定動物逸走時の速やかな捕獲・収容等の措置」ということで書いてございまして、想定としては、狂犬病のみということになるのでしょうか。

○林委員長 はい、いかがでしょう。

○田島動物愛護管理専門課長 現状では、主に狂犬病の対応を考えております。

○田中委員 ありがとうございます。

○林委員長 ほかにいかがでしょうか。

友森委員。

○友森委員 左下の部分の「区市町村、獣医師会、動物愛護団体との連携・協働の基盤確保」とありますけれども、獣医師会及び動物愛護団体との連携については何となくわかっているのですが、具体的に区市町村単位との連携というのは、現状どのような形でとられていますでしょうか。

○金谷動物愛護相談センター所長 定期的に区市町村の担当者をセンターにお招きしまして、そこでセンターのほうで事業概要の説明であるとか、さまざまな研修等を行っております。そのほかにも例えば、調査研究発表会におきまして、区市町村の担当の方にも私たちが行っている調査研究を発表する機会に参加していただきまして、我々の取組を聞いていただくと、そういうような活動は定期的に行っております。

○永渕動物愛護相談センター多摩支所長 多摩支所の永渕でございます。

今、会議の話ありましたが、個別には各区市町村のほうから適正飼養とか学校とかの様々な協力依頼がありますので、そういったものにも協力していくというのもありま

すし、多摩地区になりますけれども、苦情が23区も各区で対応してもらっていますけれども、苦情対応ということになりますと、やはり専門性が高いと、センターのほうが専門性が高い部分がありますので、そういうところではお互いに情報交換とか連絡を取り合って、協力をしていくということで、全体的に集まる場合と個別で対応する協力体制と、そういったものが今あるというところです。

○金谷動物愛護相談センター所長 先ほどの定例的な連携に関してですが、もう一つ追加させていただきます。区市町村の担当者の方々とまた別な定例的な会合を持っておりまして、そこで通常業務についての連絡をしたり、それから年によってはテーマを決めて、さまざまな検討をするというようなことがあります。例えば、多頭飼育問題に関するようなことをテーマとして、それぞれの事例を持ち寄るとか、共同で検討するとか、それから過去には災害対策について、例えば、区市町村ごとの現状での災害対策の計画をつくっているとか、情報共有をするような場を設けて取り組んでいるところです。

○林委員長 よろしいですか。

それでは、ほかに。

はい、打越委員。

○打越委員 事前に配られた資料と今回の資料が違うというところが非常に気になるので、やはりどういう経緯があったかは、情報は透明であっていただきたいと思いますので、何があったのかをきちんと説明していただきたいというのが第1点目であります。

○林委員長 私の理解では、具体的な話になると、一般論でいうと、利害関係が非常にはっきりしてきます。例えば、私の隣のここがあいているけどどうというような話はこのではやめてもらいたいということ。最初に私から申し上げたセンターの具体的な場所とか、そういったものについては、面積も絡むわけですけど、それから施設内容、業者がいますから、その業者に、これは原則公開しますから、業者が今度買ってくれそうだなとか、そういう予断を与えるというのはこれはまず避けるべきだろうと思いますが、これは私の感想ですけれどもいかがですか。

○鮫島健康危機管理推進担当課長 とりあえず本日のセンターのあり方について御議論いただくという中で、基礎となる資料を作成させていただいているわけでございます。そういう意味ではドラフト版ということで、お出しさせていただいたところではございますけれども、最終的にその中で今、会長からもありましたけれども、いろいろなどところでの配慮も含めて、最終的な形として本日お示ししている資料という形になったということでございます。あくまでも、こちらの資料に基づきまして、センターのあり方、基本的には基本構想からいろいろなところを踏まえましてということ、先ほどお話させていただいたとおり、こちらのほうを含めまして御議論いただいて、まとめていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○林委員長 いいですか。

○打越委員 1週間前に資料をいただいて、こちらも予習して、踏み込んだ議論をするの

だと思って準備してきていまして、結局今日のところは構想論という非常に表面的な話をするのであれば、やっぱり小委員会に、私は物すごく忙しい中で時間を確保しているということもありますので、そういうことであれば、小委員会の回数を減らすことだってできるわけですし、やはりどこまで踏み込んだ議論をするか、忙しい委員の時間をとっているということに自覚を持っていただきたいと思います。

○林委員長 いただいた資料は、おそらく事務局のいろいろなお考えでつくられたと思うのですが、私はやはりこの小委員会がちゃんと方向性を出したもののの中では、その方向性は、かなり厳しいものを出していただいても構わないです、方向性としては。それはある意味で応援になるかもしれない。そういうことでしょう。

○打越委員 私は行政学者ですので、いただいた資料を見ると、そんなに業者が色めき立つようなほどの内容では決してないとは思いますが、それでその点を指摘させていただいた次第です。

じゃあ、今日の内容に踏み込んで1点というか、質問をさせていただきたいと思いません。

適正な飼養管理や譲渡の推進に関してなのですが、もし今後新しいセンターをつくる時に、東京都の職員のほうで、不妊去勢手術をするのかというのを聞きたいと思います。全国の自治体の動物愛護管理センター、昔は地元の獣医師会から民業圧迫というふうに批判されて、公務員が不妊去勢手術をすることへの圧力がある中で、どこの自治体もやってこなかった。また自治体の職員自身が自分でメスを握って手術をするスキルを自己研さんしてこなかったということもあって、不妊去勢手術を行政センターでやるというのがほとんどなかった状況だと思います。

20年前の長野県の愛護センターでは、その施設も整え、獣医師会も説得して、動物が長生きすれば、民間の獣医師さんにとって決して民業圧迫になるようなものではない。一番最初の不妊去勢手術だけはきちんと行政のほうで責任を持ってやりたいといって譲渡活動をしてきたというふうに思います。

その精神が今実は全国の自治体に広がり始めていて、実は手術室を持っているセンターや不妊去勢手術もして、費用もとってから譲渡するというセンターのほうが大分増えてきて、今4分の1、3分の1ぐらいの自治体がそういう状況になってきていると思います。

ただ、東京都の場合には、譲渡する数が大分減ってきていますので、譲渡という観点だけならば、不妊去勢手術を必ずしも施設をつくって、獣医師会を説得しなきゃいけない負担まで引き受けなくてもよいのかなとも思うのですが、しかし今後東京都で一番心配されるのは、やはり多頭飼育崩壊でありまして、多頭飼育をしてしまう飼い主さんに費用をとって自己責任で不妊去勢手術をしてくださいと言っても絶対できない、収入もない、判断力もないという状態で、多頭飼育問題の予防だけでなく、解決に当たってとにかくまずは不妊去勢、一回引出して不妊去勢手術をして、残酷な飼育環境であったと

しても、それでも不妊去勢手術をしてあげれば、数が増えるのを押さえることができると
思うんですね。そう思ったときに、一々民間の獣医師さんに日程をとってもらって、た
とえボランティア価格であっても、1頭1万円ずつとか支払っていたら、とてもではな
いけど追いつかない。そう思いますと、私はこの人口が多数抱えて、これから超高齢化
を迎える東京都だからこそ、不妊去勢手術のできる施設をセンターにつくるべきではな
いかと思うのです。

ということは、逆に言うと職員のスキルという話になってきて、東京都の職員さんを見
ていると、オールラウンダーの職員さんが多いんですけども、技術職、専門職とし
ての技を持っている方がどのくらいいるのかなというのは、見ていて組織として感じら
れるところですので、というわけで、譲渡の推進に当たって、不妊去勢手術をできる施
設と、そしてそれができる技を、要は臨床の獣医師を公務員として雇うぐらいの勢いで、
専門職能力をつくっていくべきではないかと思えます。

これがまず1点目なんですけれども、それを考えたときに、実は普及啓発にしても、
それから業者の指導にしても、それから危機管理にしても、外部の有識者を招いて助言
をいただくのではなくて、職員が責任を持って、このテーマは自分が経験してきた、見
聞きしてきた、相当のことを言えるという状態になっておかないと、この四つのテーマ
を応じた施設ができないんじゃないかと思うんですね。

例えばシェルター・メディスンについても田中亜紀先生にお話を伺うのはすごく大事
なんですけど、もうそこに弟子入りするぐらいのつもりで、自分で判断できるように。
だから、施設は部屋の面積はこのぐらいで、こういう素材を使って、業者にこういうふ
うにするのだというのを担当職員が説明できないと、結局一々外部の有識者に聞いて、
一々業者に振り回される結果になると思うんです。

ですので、手術室と不妊去勢手術ができるスキルという話がまず1点目なんですけど、
それに限らず四つの役割があるなら、それぞれの四つの役割について、外部の大学の先
生にも負けないぐらい勉強しているという行政職員のスペシャリストの育成を先に急ぐ
べきだと思います。

以上です。

○林委員長 はい、いかがですか。そういう御意見でよろしいということですか。

打越委員のととても大切なところは、これから高齢化社会を迎えるに当たって、不妊去
勢手術をこのセンターとしてできるようにしたらどうか。その場合に、そのセンター
の職員として、人が、獣医師が、不妊去勢は獣医師しかできませんので、獣医師が必要
なのか、それともセンターとしてこの獣医師の方と契約するという形だって当然あり
得ると思うんです。ある曜日に来てもらって手術をしてもらうとか。そのやり方は具体
的になります。

はい、どうぞ。

○打越委員 あくまで意見ですので言わせていただくと、民間の獣医師との契約は私はや

めたほうが良いと思います。なぜならば、どの獣医師を選ぶということで結局けんかになるので、獣医師会を丸ごと説得して、とにかく最初の不妊去勢手術なんて営利にとって大したもんじゃありませんから、むしろ多頭飼育崩壊でよれよれの犬や猫の不妊去勢手術は獣医師会の先生だってやりたがらないと思うんですよね。だからこそ、ちょっと練習すれば、本当にペーパー獣医師であってもできるというのを長野県で見えていますので、頑張っていたきたいと思うのが私の意見です。

○林委員長 もちろん獣医師会とは相談してやらないとは思いますが、雇用形態についてはそれは具体的なことですので、お考えいただければと思いますけど、今の指摘はいろいろな社会的な変化の中で、センターにきちんと不妊去勢できるような業務が必要であるということだろうと思いますがそういうことでよろしいですか。

○田島動物愛護管理専門課長 現状、センターから譲渡する動物については、不妊去勢手術をしております。

○打越委員 それはセンター職員がやっている。

○田島動物愛護管理専門課長 はい、そうです。

○打越委員 じゃあいいです。

○田島動物愛護管理専門課長 全部じゃないんですけども、一応そのスキルを有している獣医師もおりますので、対応させていただいているところではございますが、いろいろ貴重な御意見をいただきましたので、反映させていきたいと思っております。ありがとうございます。

○林委員長 はい、どうぞ。

○平井委員 すみません、打越先生の意見でふと思ったのですが、非常に慎重にやるべきことだとは思いますが、せっかく日本獣医生命科学大学である。都下にそういう学校があるわけですから、一時診療が経験できない学生がそういったところで都の職員の方に指導をいただきながら、しかも人材になるような何か工夫、せっかく獣医科大学があるならば工夫ができないかなと思いました。ただ、きちんと検討しないと、それが実験だとか、事故になってはいけませんので、慎重な検討は要るかと思うんですが、私は都下に獣医科大学があるのが非常にメリットではないかと考えました。

○林委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

友森委員。

○友森委員 先ほどの打越委員の意見に同意します。今現在、センターの職員さんが不妊去勢手術をしてくださっているんですけども、人がいないので、外部からの相談の電話に出ている人が合間の時間に手術をしている状態なんですね。なので、するならば専門の職員を確保して、落ちついて手術ができないと、やっぱり危ないです。なので、そういう環境を整備していくのは非常にいいと思います。そして、不妊去勢手術ができるということは、小動物が収容された際に適切な麻酔管理のもとに処置をしてあげ

ることが、より迅速にできるということにつながりますので、適正な飼養管理、動物福祉に則った管理ができるということになるので賛成します。

○林委員長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○打越委員 不妊去勢手術の話ばかり出ちゃったんですけども、私が実は一番言いたいの、この四つの役割のテーマごとの組織の、要は建物の器をつくる前に先に人材を確保する、あるいはその能力を確保するのが先だろうと。だから、普及啓発に関しても、例えば子供たちに命の教育であるとか、適正飼養の教育をするときには、どんな言葉遣いをしなければいけないのかというスペシャリストを都の中に一人でいいから育てていただければ、その一人が中心になって、こういう物品を買ったほうがいい、ああいう物品は要らないというようなことが言えると思うんですよね。だから、業者もそうですし、危機管理の災害についても、もちろん平井先生にお伺いを立てるのは言うまでもないんですけど、一々平井先生に聞かなくても、もう平井先生の知っていることぐらいは自分も全部丸ごとわかっているぐらいのスペシャリストを一人育てられれば、本当に業者との契約のときなんかには強みを発揮すると思うので、人材育成の誰か担当者をつくっていただきたいと感じました。

○林委員長 はい。

町屋委員どうぞ。

○町屋委員 今、打越先生がお話された人材育成というところは本当に大切だなと私も思っていて、資料2にあります動物愛護センターに求められる役割が四つ挙げられていますけれども、最初のこの二つについては、結構、官民協働でできるところかなと、マネジメント管理についてはもちろん都が主体となって、イニシアティブをとってやるころではありますけれども、民間の団体さんとかにもかなり協力をお願いをして、できるころではないかなとは思いますが、この3と4に関しては、特に3に関しては、現行においては職員の方しか、行政の職員しかできないところではあるは思います。致死処分減少という目標を掲げている中で、ここというのは結構地味で目立たないころでは、余り都民の方に対しての訴える力というのは弱いかもしれないんですけども、根本的なところとして非常に大切なところであると思っていて、今第一種動物取扱業というのは増えているという資料も見させていただきましたけれども、業態自体も多岐にわたっていると思うんですよね。そういった中で、法律任せにしていると、法律が今追いついていないというのも現状としてあるかと思えます。そうなってくると、対応に苦慮せざるを得ない。そういった増え続ける第一種動物取扱業に対してどう対応していくかというところで、やはり東京都はまだ全国的に見て、行政獣医さんというのは多いかとは思いますが、それでも比率的に見ると、人材不足、人手不足であると感じています。

なので、ちょっとこれは私の個人的な考えなんですけれども、日本で動物のプロ、国

家資格を持っているといったら、獣医師になると思います。そういった方々、例えば臨床にまでは復帰はしたくないけれども、動物福祉には興味があってという方というのは、都内にはたくさんいらっしゃると思うんです。そういった方々に研修を積ませてあげて、例えば、嘱託職員のような形にして、監視に行ってもらって、スコアリングをしてもらって、その中で余りにも問題がありそうだというのはもちろん都の正規の職員の方がもう一度行くという形の、そういった段階を踏むという方法もとれるのではないかと考えています。

ここって、本当に大切なところ、忘れがちというか、都民にはなかなか目に触れられないところなんですけれども、非常に大切な行政職員の役割、動物福祉を担う行政職員の役割だと思っていますので、法律的な監視というところの中にそういったまだまだ資格を眠らせているような獣医さんを、スペシャリストとして育成するというのも一つ方法としてあるのではないかなと考えています。

以上です。

○林委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

どうぞ。

○友森委員 すみません、先ほどまた打越先生の話ばかり引用しているようなんですけれども、ポロツとシェルター・メディスンという単語が出て、皆さんここにいる委員はよく知っている言葉なので、そのまま聞き流してしまったと思うんですけれども、この譲渡に向けた動物の健康管理と、あとそういう小動物の管理と、多頭飼育の動物が入ったときの管理と、やっぱり一般の個別での動物の飼養とは大きく異なるんですね。それについてアメリカでは、動物保護施設に対する動物の群管理についてのマニュアルのようなものがあるんですけれども、それを田中先生を呼んでみんなで研修を受けたりしているのですが、既にセンターでも一部導入されています。

ただ、改めて、さらに取り入れたほうがいいこともあるし、またアメリカの動物を収容する施設と、東京都とはかなり環境が異なっていて、例えば東京都の場合は老犬が多くて、それを1年以上飼養しているとか、そういうことは、ちょっとアメリカとは環境が違うんですね。なので、東京オリジナルのそういう群管理、また保護動物の長期飼養、また短期飼養、譲渡についての考え方とか、マニュアルの作成をしていって、できればオリジナルの解りやすい名称をつけて導入できると良いと考えています。

○林委員長 どうぞ。

○打越委員 とてもよいアイデアだと思います。それがだから、外部の有識者に頼めば、いろんな自治体、あるいは国を超えて汎用性のある一般的な手法を教えてくれるのが外部の有識者だと思うんですね。でも、東京都の地域性に応じた専門知識とそれから地域性を加味した仕組みをつくれるのは、やっぱり自治体の職員だけになってくるとは思いますので、本当に今のような片仮名言葉ではない、東京都オリジナルの手法を誰か一人が

体現してくれるように育ててほしいというふうに思います。

○林委員長 はい、どうぞ。

○町屋委員 シェルター・メディスンに対して誤解があるかと思うんですけども、シェルター・メディスンはアメリカ発祥ではあるかもしれないんですけども、日本で行われているシェルター・メディスンというのは、各自治体、やはり動物にかかわる問題というのは、大きく違いますので、そういった現状に沿ったやり方というのは各自治体、専門性のある先生を自分のところに呼んで、自分の施設を見てもらって、自分のところはこういった動物に関する問題が多いんだ。例えば野犬が多いところは野犬が多くて、こういうふうな飼養環境になってしまって、こういった病気が非常に多いと、こういった管理をしていけばいいのかというような、それに沿ったやり方というのが、すごくフレキシブルなものではあるとは思いますが。こういうふうに固定観念としてあるのではなくて、それぞれの自治体、その地域に合ったものとして使われているもの、既にそういうふうになってきているところです。概念だけで行くと、とても融通が利かないように見えるものかもしれないですけども、今はもう各自治体に合ったものという形での取り入れ方を多くの自治体でもやり始めているというところです。

打越先生がおっしゃっていた、シェルター・メディスンを都の職員がスペシャリストになってという話があったんですけども、確かにそのとおりだなと思っていて、なぜかという、やはり引出し団体、このシェルター・メディスンの考え方というのは、行政の施設だけに言えることではなくて、動物の管理施設を持っているところ全てに必要となるものだと思います。それは動物の数に変わりなく、少ない頭数であれば少ないなりのシェルター・メディスンというものが出てきますし、そういったところを考えると、やはり行政の職員がそういった引出しをしてくださる団体さんに対して、こういった管理体制のほうがいいですよというような、教えられるような立場になられるといいのかなと。また人材育成、スペシャリストというところの話になってしまうかもしれないですけども、そういったものも必要なんじゃないかと考えています。

○林委員長 先ほどから人的な充実をぜひ図ってもらいたいという話ですが、ほかにありませんか。

はい、どうぞ。

○栗原委員 すみません、ちょっとお伺いしたいのですけれども、一番最後の「災害時等における的確な危機管理」というところなんですけれども、私ども市町村、23区なんですけれども、災害時の同行避難をどうしたらいいかといったところがすごく課題になっているんです。地域の中でもやはりまだ共通認識ができていなかったり、その救援センター自体でもなかなかまだ議論が進んでいなかったりというようなところがあるんですけれども、こういったはぐれてしまったりとか、逃げてしまったりしたようなワンちゃんだったり、猫ちゃんだったりがいるかと思うのですけれども、そういった避難所でもなかなかもう対応できない場合の応援体制ということで、収容能力を超えた場合の対応

ということで、東京都さんが考えてくださっていると思うんですが、収容頭数としてはどれぐらいの規模を収容できるんでしょうか。それによって、やっぱり三つのセンターを考えてくださっているんですけども、被災している場所によっても違うかとは思いますが、想定はどんな感じで考えていらっしゃるんでしょうか。例えば23区全部被災してしちゃったとか、10区ぐらいは被災しているけれども、ほかは大丈夫だとかあるかと思うんですけども。

- 田島動物愛護管理専門課長　そういう細かい想定というのはまだ検討課題ということになっております。
- 栗原委員　じゃあ、そのセンターの規模だとかというのもこれからという感じですかね。収容する頭数だとか。
- 林委員長　今、施設のお話になってきたんですが、この資料の1のこの3施設、これは八王子市とそれから町田市は除かれているわけですけども、今後新しいセンター体制になったときもこの状態と考えていいんですか。
- 田島動物愛護管理専門課長　基本的にはそういう考えでよろしいかと思えます。
- 林委員長　基本的にはそういうことで。

今の栗原委員の御質問とも絡むんですが、やはりこれから二三十年の間に相当な直下型地震が起きる確率が高いわけですけど、できる限り広い場所を確保しておいていただくという、城南島なんかは4,000平米ありますけれども、やっぱりそういったところがどこかにあったら、ここは私は行ったことあるんで、ちょっと不便で、一般の方が行くには困るような場所なんだけども、なかなか皆さんが行ける便利なところに広い面積を持つというのは相当難しいところがあるんで、その辺は東京都内だけじゃなくて、センターがほかの県とか、ほかのところにも持つということは考えられるんですか。これ抽象的な方向性ですけども、場所の確保というのは大変なような気がするんですね。実際に地震が起きたとき。それは例えば東京都がどこかに別の場所を、都外ですね、都の外に持つということは可能なんですか。

- 鮫島健康危機管理推進担当課長　よろしいでしょうか。事務局から。

今の災害の関係でございますけれども、まず災害規模によって、どれだけの動物が出てくるかというのかなり差が出てくると。かなりの被害だった場合に、動物が多く収容しなければいけないというような事態というのもしっかり想定はされるんですけども、大体それは現実的に普段からそれを全て賄うというのは非常に難しいと思います。

その一方で、例えば東日本大震災のときもそうなんですけれども、例えばそういう被災地から被災していない県とかに動物を送って管理してもらおうということで、実際東京都でも引き受けさせていただいて、いろいろな方に御協力をいただきながら、飼養管理したという事例もございますので、やはり被災地で全てを賄うということ自体がこれは無理なのかなという中で、一時的にまず対応するところでの規模というのは必要かもしれませんけれども、それ以上全てを見込むような形でのというよりは、行政間の連携も

そうですし、団体の皆様、それから獣医師会の皆様を含めて、いろんな連携の中で取り組めるような体制をまずきちんとつくっておくということが大事なのかなと考えております。

○林委員長 おっしゃるとおりだと思います。その後、資料2の「災害時における的確な危機管理」のところにやっぱりこれはほかの県との、ここでいう連携というようなことも日頃から考えて、入れておかれたほうがいいのかという感じはしますね。

はい、どうぞ。

○打越委員 危機管理については、全て行政が対応できるものではないというのは、むしろはっきりと言っていくべきだというのが、私、消防庁で実は危機管理の検討会の委員もやったことがあるので、危機管理というのは行政がこれだけやっていますと見せることよりも、行政はこれだけできませんというのを正直に語って、一般の住民の方々に認識を持ってもらう、恐怖心を与えるのが一番大事だと思っていますので、危機管理担当課長さんには頑張ってくださいと思ったんですけど、それで場所のことは余り触れないでと言われたのですが。

○林委員長 具体的な場所です。

○打越委員 確かに、この土地を買ってとかという話はしないですけど、城南島出張所が多分一番スペースも広いとはいえ、ゼロメートル地帯のここで、津波があったときのことを考えると、非常に海岸沿いは怖くなって。人間が避難するのが第一になりますので、その場合は動物を置いて逃げることになると思うんですけど、やっぱりそういうリスクのある場所というのは、今まで平和だったからいいかな、よかったんでしょうけども感じています。多摩支所のほうは立川断層が近いんですけど、そうはいっても頑丈につくっておけば、2、3階建てのものであればそんなに怖くはないし、世田谷はむしろ火災が怖いエリアかなと思いますけど、そういう災害に関する判断力も持って、施設、場所を選定していただきたいと思います。

もう一つ、先ほど友森委員がおっしゃったことで、ちょっと金谷所長からいいお答えがあったので、そのままちょっと流れちゃったんですけど、一般市町村への普及啓発や情報共有というのが本当に今後必要になってくるであろうと思っただけで、多頭飼育とか災害対策について事例を持ち寄って、お互いに意見交換をする場を設けているということでしたので、ちょっとずつ一般市にも情報共有されていると思うんですが、地域の方の餌やりトラブルとか、多頭飼育とか、災害時の避難所の運営であるとか、身近な普及啓発というのは一般の市町村の担当者がどれだけ知識と情熱を持ってきているかが勝負どころになってくると思います。にもかかわらず、一般の市町村には獣医師職員はいないわけですし、専門性に関して自信のないまま我流で一生懸命頑張っている職員が一人、二人ずつ孤立しながら各区で、あるいは市で頑張っている状態だと思うんです。なので、いろんな団体譲渡などで協力してくださっているボランティアさんも多数おられると思うんですけども、その方々との関係、私はそれ以上に、それに勝るとも劣らぬ

勢いで市町村の担当者を支えていける、その市町村の担当者が各地域の中に散らばっているボランティアさんを取りまとめていってくればそれがいいかなと思うので、そういう場づくりを積極的に考えられるようなそういうセンターにしてほしいと思いますし、一般市になりますと、今度は衛生部門とは限らなかつたり、福祉部門とか、自治体は異なるは、政策の系列も異なるはというところとつながっていかなくやいけないと思いますので、これは本腰を入れて一般市町村との関係は考えていっていただきたいと思います。

○林委員長 平井委員、どうぞ。

○平井委員 災害に関するところなんですけれども、恐らくこの場所に拠点としての機能を求めるのか、それとも保護場所としてのスペースを求めるのかというのはこれから詰めていくといいんだと思います。ただ、全体の流れにかかわってくる話ではあるんですけれども、恐らく栗原委員であるとか、町田からの田中委員であるとか、例えば首都直下が起こって、もう道路も分断されていて、都の職員ですら動けない状況で動物が放浪していたときに、ではそれをどっか1カ所に集めるというのが非常に現実的ではない。であれば、それを段階を経て、まずは市区町村でどう対応するかとか、それが時間がたってきて、どのようにそれが移行していくのかというのは、運用をきちんとシミュレーションしたり、こうなるんですよということを共有しておく必要というのはあると思うんです。共有をした上で、これは打越先生とかほかの委員の話にもかかわってくるんですけれども、結局担当の方が2、3年ごとに変わってしまうので、幾らコミュニケーションをしたとしても、またほぼゼロに戻ってしまうという、どうしても逃れられない仕組みというのが日本の行政にはある。その中で、じゃあそれをカバーするために、毎年なり、2年に1回何かきちんとした情報共有をするのか、もしくは新たな、そうですね、町屋委員がおっしゃったように特別採用みたいなスペシャリストを育てるというようなことを今後考えていくのかということも含めて、全体で考えていく必要があるのかなというふうにちょっと思っております。ですので、それは災害にかかわらず、愛護のことであつたり、何にしろ全部共通にしてくることだと思うんですね。

実は、海外である行政間などとコミュニケーションをしているときに、何年かに1回変わってしまうという話をしたときに、日本がスペシャリストを育成するというつもりがないのかと質問をされたことがございまして、いろんな理由が何年かごとに変わるという根拠はあるんだと思います。ただ、それをちょっと維持しつつ、その理由をカバーしつつ、スペシャリストを育てるといふ何か策を講じないと、この災害にしても、結局また2、3年後の議論でも同じ議論をしているというようなことになるかと思えます。なので、ここに関しては、機能なのかスペースなのかという話にはなりますが、私は今までの経験から、動物を集めてしまうと、そこを管理する人とお金が必要になってくる、そこに、じゃあ災害が起こっているところに、どうやって人を、ボランティア、被災者になってしまうわけですから、人を集めるのかというのが非常に大きな課題でしたので、

集めるということよりは、分散させる、でもじゃあそれをどう運用していくかということを考える必要があるのかなというふうに感じております。

○林委員長 これは、動物愛護のセンターだけの問題じゃなくて、日本の人材育成をどうしていくかという問題なんで、具体的に言いますと、私がいます国立科学博物館、前は国立ですから国の、文部科学省の施設でしたが、今は独立行政法人になったんですが、かなり重要な方は文科省から来られる、また文科省に帰られる、こういう形でやっていますけど、やはりもともとそこにプロパーと言っていますけど、プロパーの職員の人たちがいないと絶対に成り立たないと。

ただ、仕組みは広い視野を持ってもらうために、いろいろなことを経験してもらうということは、一方で非常に重要なんです。これは本当にスペシャリストをどうやって育てるか、しかもスペシャリストですばらしい獣医さんが、いろんなところに勤務されているけど、なかなか同じ一つの仕事についていると、上に上がっていけないんですよ。おっしゃることはわかります。今少しずつよくなりつつありますけれども、かつてこういう動物行政は、やっぱり獣医師、ほかの国を見ていると、獣医師がかなりトップのほうに行くんですが、やっぱりむしろ畜産学の卒業者のほうが広い視野を持っているからということのようなんですけど、かなり偏っているんです。こういったものは、一朝一夕で直せないんじゃないかと僕は思うのですが、大分少しずつ変わりつつありますけど、国立科学博物館でもプロパーの人だけじゃなくて、もう一つ別にやっぱりほかの経験を持ってこられた方をスペシャリストとして長期間雇える仕組みを今取り始めたところなんですけど、何しろこれは動物愛護だけに限りませんよ。この問題は、どうやってスペシャリストを養成していくかというのは難しいです。やっぱり両方とも必要なんです。本当にスペシャリストも必要だし、非常に広い視野を持った人が両方必要なんですけど、問題提起していただくと、お考えいただけると思います。

○平井委員 一つ追加でよろしいですか。今、先生のお話を聞いて思いついたんですけれども、そのプロパーが非常に大事だということで、この動物愛護センターをこれから考えていく上で、私は現場でやっていらっしゃる方の声ってとても大事だと思っています。これまで幾つかのこういうセンターの構想であるとか、新設に関する委員でいろいろな自治体にかかわらせていただいたのですが、これもいろいろな事情があって、入札で設計が決まりというところで、何かちょっと効率的ではなかったりとか、安全面で問題があったりというものがどうしてもできてしまう。私がどの委員会でも提案しているのは、設計の方に現場で働いてみてくださいということを言っています。何日間かでもいいから動いてみて、じゃあ何が問題なのか、これが動物にとってどう危険なのか、作業する方にとってどう非効率なのかというのは、現場で動いている人が実感してこそ細かい一つの機能というものが変わってきて、それが考えられないものができてしまうと、きっとできればまた30年、40年、その不具合のままずっとやらなければいけないということが起こってしまっているんです。ですので、プロパーの方というか、今愛護セ

ンターで現場で実際にやっていたらという方の御意見というものも含めた構想であったり、設計であったりというふうになっていくといいなという、これは希望でございますけれども、申し上げました。

○林委員長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょう。

はい、どうぞ。友森委員。

○友森委員 施設についてなんですけれども、私は譲渡団体として動物の受入れをしている側なのですが、東京都の場合は少ないから3カ所どこかに迎えにいけばいいんですけども、譲渡率を上げるためなるべく人の目に触れさせることと、あと長期収容されている動物の環境の担保と、両方の面で必要だと思うんです。そのときに、この子は多摩の犬だから、ずっと多摩にいますとか、この子は本所で入ったから、1年3カ月本所にいますというふうにもう施設ごとに動物を抱え込んでいると、なかなかそれは難しくなってくると思うので、例えば都心にあるセンターはなるべく譲渡をする動物を置いておいて、長期化した場合は多摩とか城南とかに移動をして、周期的にキャンペーンではないですけども、たまにはちょっと本所のほうに行き、1カ月ぐらい人目に触れさせようとか、そういう感じでエリア分けをしないで今後動物を管理できないかなというのを希望しています。

○林委員長 ほかにまだ御意見はありませんか。御質問でも結構ですけど。

はい、どうぞ。

○平井委員 もしよければ、なぜ移動しないかというのを、今の友森委員のここで収容したらそこから動かさないという、何か理由があるのでしたら教えていただければと思います。

○小澤多摩支所監視一区統括課長代理 多摩支所小澤と申します。理由がないといいますが、個体ごとに見ると、特に犬は1週間は緊張していますけど、1週間を過ぎるとかなりその部屋に落ちついて、散歩に出ると自分からその部屋、たくさん同じような部屋があるんですが、自分で一目散にその部屋に戻ります。環境の変化というのはようやくなれてきたところで、あえて多摩支所から本所に持っていけば譲渡になるのかどうか、それはわかりませんが、そういった理由で、長くならないようにすることが一番なんですけれども。あとは、これは不可抗力的に工事の関係だとか、それから1カ所で多頭飼育の崩壊があって、一緒では管理できないということで移動ということはあります。ただ、その移動もやはり車を使いますし、どうでしょう、それによって譲渡の拡大ができるのであれば考え方としては検討してもいいのかなとは思っています。

○林委員長 そういう理由だということですね。

はい、どうぞ。

○町屋委員 すみません、教えていただきたいんですけども、多頭飼育崩壊があって、結局犬や猫を保護しなくちゃいけないというときは、引取り料は飼い主に求めたり

するんですか。

○鮫島健康危機管理推進担当課長 基本は、引取りになりますので、所定の手数料をいただくことがあります。ただ、飼い主さんの状況によりましては、例えば生活保護を受けておられる方の場合は、減免をするという規定もございます。ですので、基本は手数料はいただきます。

○町屋委員 無料にはもちろんならない。

○鮫島健康危機管理推進担当課長 減免する場合は無料になります。

○町屋委員 変な質問をしてすみません。というのも、東京都ではないんですけども、多頭飼育崩壊のワンちゃんだったんですけども、相談があったときに、その県の方からうちの協会に引取り料を立てかえてくれないかと言われたことがあって、それはできない、何かそちらで融通、臨機応変に対応してもらえないかなとお話をしたことがあったので、東京都さんとしてはどうしているのかなと思ったところです。

この多頭飼育崩壊というのは、これから本当に、日本だけじゃないんですけども、発覚が増えてくるとは思います。そういった方々というのは、この役割の中の最初の適正飼養の普及だったり、そういったことで改善される方々じゃないというのが非常に大きな問題になりますので、予防というのが非常に難しいと思うんですね。そういったときに、やっぱり早期対応、早期発覚というんですかね、早期対応というのが一番鍵となるところではあるのかなと思うんですけども、そういったときに、やはり行政の方々が二の足を踏んでしまうところというのは、いざ手放すってなったときに、その収容スペースの確保とか、いろいろと出てくるかと思うんですけども、そういったときに頼れるところとか、そういったところというのの確保というのもされているのかということと、私の個人的な考えですけども、この多頭飼育崩壊というのは、ほぼ人災に当たるかとは思いますが。なので、災害時の対応と非常によく似たところがあるのかなと思っていて、もしあれだったら、本当にペット災対協とかにも協力依頼をかけられるぐらい、ペット災対協のほうはどういうふうにするかはわかりませんが、今のところそういった対応はしていない、今後考えるということは青木代表がおっしゃっていましたが、そういったほかに頼れるところという、また平時からのそういった、災害時というのは平時からの協働、関係性の構築、獣医師会を含めて関係性の構築というのが必要になることもありますので、多頭飼育崩壊のマニュアル、もうあるかもしれないですけども、そういったものがあるといいかなと思っています。

○林委員長 はい、どうぞ。

○打越委員 町屋委員のお話を聞きながら、多頭飼育崩壊は私も危機管理に入るんじゃないかと思いつつ、かといっていわゆる災害の危機管理とも違うので、この多頭飼育崩壊はこの四つのどこに入るんだろうなと思っていたところなんで、検討していただきたいと思うんですが、要は危機という言葉をどう定義づけるかでありまして、自然災害を危機というふうにみなすのか、パンデミック・フルーとか、何がしかの人的なものや、風

評被害とかも含めたものを危機とみなすのか、実はそういう検討会に所属していたんですけれども、東京都として危機管理とは何かというのは整理しておいたほうがいいんじゃないかと思います。多頭飼育崩壊を危機とみなせば、その危機対応だからセンターのところにとりあえず一時収容するとかという立論もしやすくなるかなと思います。

その場合に問題になるのは、例えば所有権がどこに行くのか、手放さないとか、所有権はとりあえず飼い主のままにあるけれども、この状態だと飼い主御本人の健康も守れないから、一時的にこちらで占有しますと。一時救護であくまで御本人がちゃんと生活できるようになったらお返ししますよとか、いろんな立論をしながら説得していかなくちゃいけないと思うんですけど、そういう多頭飼育に限らず、多分今後動物をめぐるトラブルに関しての法律の知識というのも必要になってきて、その相談担当がセンターにいれば、東京都の顧問弁護士さんに一々相談するのではなくて、そういうところがわかっている人がいるほうがいいんじゃないかと思います。

そう思うと、先ほど獣医師職員の人材育成の話ばかりしたんですが、事務職で、今どき動物が好きだと言ってくれる事務職もいると思いますので、事務職員で法律関係の勉強が詳しい人を人事異動などで一人ぐらいセンターに持って来られて、かつ先ほどの平井先生のおっしゃっていた人事異動に負けない体制をつくるためには、やっぱり引継ぎなんですよね。引継ぎのときに、どれだけこれが重要なテーマだと、前任者が後任者に伝えるか否かがゼロに戻るか、さほど戻らないかにかかわってくると思いますので、そういう意味では、法律関係もできるすぐれた事務職を確保するとともに、引継ぎも頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○林委員長 ということですが、よろしいですか。

○平井委員 法律関係というのは、すごく私も同意します。いいと思います。ただ多頭飼育に関しましては、恐らく動物側だけで解決できない問題があり、多くがごみ屋敷と一緒にあったりということで、人のメンタルケアだとか、人の医療との連携というのにも必要になってくるかと思うんですね。なんで、このセンターに求められる役割ではないにしろ、それに対応するんであれば、連携する仕組みというのは、今後考えていかなければいけないのかなと思います。ですので、お医者様までここにというわけではないんですけれども、例えばそれが地域の民生委員さんの訪問により、もう予兆がわかっているだとか、保健師さんとの連携だとかというのをその方のプライバシーも守りつつですけども、早くに察知できる仕組みというのでも検討されるといいかなと思いました。

○林委員長 はい、どうぞ。

○打越委員 だからこそ、事務職を育てるのが大事かなと思って、やっぱり事務職は部局を超えて人事異動をしていますので、福祉系が多分基本的にケースワーカーとか事務職、福祉職をとっているのか、東京都だとちょっとわからないんですけど、そういう形で福祉部門のこととか、市町村担当の地域課に当たるようなところも異動で経験してくると

思うので、事務職のしっかりした人を一人センターに置くというのは大事なんじゃないかと思います。庶務ではなくてということです。

○林委員長 はい、どうぞ。

○鮫島健康危機管理推進担当課長 すみません。今の多頭飼育の絡みなのですけど、ちょっと人事異動の話はこちらで申し上げる話ではないんですけどもというところではありますが、お話のように、動物の管理だけではない問題というのはこれは非常に大きなところでございまして、そういう意味で、区市町村の代表の方とかにも御協力をいただきながら、先ほど金谷のほうからもお話ししましたが、そういう行政問題についての大きな課題でありますので、検討しながらそういう連携、福祉とか、いろんな部分にかかわってくる部分が多くございます。実際それを担っていただいているのは基礎的な自治体となります区市町村ということになりますので、そこでの連携というのが非常に大事なところでございますし、それとやはり、そこでネックになってくる動物の取り扱い、こういうところも含めて、どうしていくべきかというところをいろいろと関係性というか、その連携を深めていくような取組を今少しずつ進めているところでございます。その中で、やはりいざとなったときに、動物を収容しなければいけないということが当然発生してくるわけでございますので、その辺も踏まえた形で、施設のほうは検討していくということが必要なのかなというふうには思っております。

○田島動物愛護管理専門課長 一つ補足なんですけれども、前回、審議会でも資料を提出させていただきましたが、現在都と区市町村で動物行政検討会のほうでも多頭飼育問題について今検討しているところです。今年2年目に入っているんですけども、今委員の方からお話がございまして、やはりメンタルの面ですとか、いろいろな部分がございまして、動物、特に区のほうは御案内どおりスペシャリストといいますか、獣医が足りないという現状もあるんですけども、とはいっても、動物を対応する部署と福祉のほうに対応するのかわりとか、保健師が対応するのかわりとか、いろいろな問題がございまして、今事例ごとに少しずつ蓄積はされてきておりますので、短期間で解決できる問題ではございませんが、引き続きどうやってそれに対応していくかにつきましては、検討を進めていきたいと考えております。

○林委員長 はい、どうぞ。

○田中委員 すみません。先ほどのごみ屋敷と多頭飼育が非常に近いというようなお話がありまして、幸い町田市のほうでは多頭飼育崩壊、2年前に1件あったのかな、今のところは起きていないんですけども、それで事務職の福祉のほうを経験した職員をということでお話がありましたけど、実は今年度たまたま生活援護課の経験者が来てくれたんですね。やはり、こういった問題が起きたときに横のつながりがかなり強力だなと実感しているところです。だからといって、発生したときにちゃんと動けるかどうかはわかりませんが、でもやっぱりそういったつながりを持った職員というのと、あとはやっぱり法律とかそっちのほうの詳しい職員があとは加わってくれるともう本当にい

いなと実感しているところがございます。意見でも何でもないので、一応そういった実情が今ございますということです。

○林委員長 ありがとうございます。

いかがでしょう。十分意見が出尽くしていますか。

はい、どうぞ。

○友森委員 その職員の異動による引継ぎの点なんですけれども、実際に熊本の震災の後に、熊本にお手伝いに行ったときに、異動したばかりで災害が起きてしまって、すごく現場の方が混乱されていたんですね。本当に業務が多岐にわたると思うので、全てを引き継ぎましょうというのは現実的ではないので、そういう防災対策とか、あとそういった多頭飼育とか、何か危機管理に関することは確実に引き継ぎましょうとか、そういう部分を今後決めておいていただけるといいのかなと思います。

○林委員長 はい、どうぞ。

○平井委員 過去の大規模災害発生時に、ちょうど4月にまたがるという時期に起こった災害も当然、東日本なんかもあるんですけども、異動を中止した自治体もあれば、異動を実行してしまった自治体もあり、それによって現場の御負担というのは非常に大きかったんで、それは覚えておいていただくといいのかなと思います。

その災害時の避難所こそ、普段表に出てこない飼い主さんがいらっしゃり、その中にメンタル面でいろんな課題を抱えていらっしゃる多頭飼育者というのが出てきてしまい、その対応をするのに人だけをどうにもできない、動物もどうにかしなければいけないというので、現場で困っていらっしゃるというケースが実際に起こっておりますので、そこも含めて、災害というか、この危機管理の中には、災害だと普段は表に出てこない状況が起こってくるという点でいろんなことを想定した対応ということを考えられる、今後の運用であったり、センターが拠点になったりというようなことを検討いただければと思います。

○林委員長 はい、どうぞ。

○打越委員 ちょっと内容よりも設備を整えるということで、ハード工事をするかもしれないということを前提の意見をとします。例えば、場所が現在のセンターをリニューアルするのか、それとも全く新しい土地を入手するのかはどちらでも構わないんですけども、動物関係の施設を大々的につくることによって、やっぱり迷惑施設、殺処分をするのであれば、悪いイメージがあって、余りつくらないでくれとか、あるいは逆に言うと、汚い犬猫が運び込まれてくるんだったら嫌だなとか、そういう勝手な風評被害が流れやすいものだと思うんです。

だから、もし新しく土地を得てやるというときには、本当にプラスイメージを積極的に打ち出して、地域住民とか、商店街さんとか、そういう人たちにむしろあの施設がうちの地域にできるというのは誇りなんだと思ってもらえるような広報をしていく必要があると思うんです。逆に、リニューアルをするのであれば、今までも御迷惑をおかけし

てきましたけれども、また工事車両が出入りしてお騒がせしますという告知と、それから今度こんなふう新しい施設になるので、皆さん例えばボランティアとしても協力してくださいというような感じで、非常にポジティブな告知をして、地域の人たちから愛される施設にしていく、そういう広報を戦略的に仕掛けていく必要があると思います。

そうすれば、どこの土地を買うの、買わないのというのは、お金の何というんですかね、どす黒い意味でのやりとりではなくて、場所が決まってからむしろ積極的に攻めていけると思いますし、リニューアルするでも、新しく買うでも、本当に5年前ぐらいからいずれこういうものができますからという発想で、そういうセンターのやっぱりハード面の整備に関して意識をしていったほうがいいんじゃないかと。

それから、駅から今はいずれの施設も遠いので、もしもそこをリニューアルするのであれば、やっぱり足の問題というのが必ず出てきますし、新しい土地を買うなら、本当は鉄道駅の近くが一番いいんですけど、多分そんな高い土地は入手できないと思いますので、駐車場の確保とか、あるいはイベントをやるときなどにはシャトルバス、あるいはシャトルバスをそのときだけ経費を出すのが厳しければ、マイクロバスのようなものを1台確保しておいて、便利なように使えるようにしておくとか、そういう地域住民の理解と、それからたくさんの人を呼び込む場合の駐車場スペースとか、足の問題とかも積極的に考えていっていただきたいと思います。

○林委員長 大変ですけども、保育園を建てるだけでも大変なんで、ましてやこういう施設はもっと大変だと思いますけど、これまで成功例がもしあれば、ぜひそれを参考にさせていただければというふうに思います。

○平井委員 今の打越先生のお話からなんですけれども、それを私はちょっと最初に質問させていただいた、東京都としてじゃあどの規模のどの機能が必要で、何の機能を持たせることが一つには都民にも便利だったり、迷子動物を連れに行くにしても身近であったほうがよかったりだとか、そういう設備の機能というのが出てくるので、都の条件というのが出てくるというのが先なのかなと思ったんですね。滞在期間だったり、そのキャパシティ頭数だったり、実際にソウル市がつくった愛護センターってまちの中のビルのコンピューターオフィスの地下にあるのです。それを民間から名前を募集したり、要するに市民の理解を得てつくっている、確かにオフィスなんで、迷惑施設という住民説明というのは要らなかったり、そういったところってすごい発想だなと思いました。それが東京でできるかどうかは別としてですね。ただ、そういう土地がないところ、例えば香港なんかビル型の施設をつくっています。

ですので、これからの議論で、確かに私も明るい施設で、都民が足を運べるのが理想だと思います。いろいろな方になぜ譲渡が進まないのかというのでヒアリングをしたときに、センターに行ってかわいそうな動物を見るのがつらいんだと。自分が1頭引き取ったら、その1頭以外の子はみんな処分されてしまうかと思うと、好きであればあるほど行けないとおっしゃっていますので、そのイメージがなくなる施設というのは大事で

すけれども、その上で東京に合った都市型という発想もしてもいいのかなと思います。これは、今から条件だとか、お金だとか、いろんなことがかかってくると思いますので、その中でまた議論を深めればいいのかなと思います。

○林委員長 そうですね。

はい、どうぞ。

○打越委員 今の御意見で思い出したのですが、私も初めて東京都の多摩の支所に行ったのが、私の保健所デビューだったんですけど、行ったときに本当に小さな子猫が何頭もいて、置いていくのがつらいというか、申しわけないという気持ちになったら、「打越さん大丈夫です、新しい飼い主が見つかりますから」と職員さんが豪語してくださった、本田美緒子先生だったんですけれども、なので、やっぱり明るい施設、殺処分があるのだとしても、職員がそのメンタルを持って、住民に向き合っていける施設。置いてきちゃったらかわいそうだと思わないで、置いてきたら私よりもっといい飼い主さんが見つかるかもしれないと思わせる施設にしていけば、人が近寄りやすくなるかと思います。

○林委員長 大体御意見は出そろったようですが。

どうぞ。

○友森委員 そのイメージづくりの部分と適正な飼養管理にも通ずるんですけれども、やはりいい環境で飼養管理をすることによって、保護団体が抱え込む頭数も減ってくると思うんですね。現状、例えば、センターにいたらかわいそうだから出してあげてという連絡がたくさん保護団体には来ます。実は、東京都の場合は収容動物が少ないので、みんな1頭ずつ名前もつけてもらってかわいがられているし、なれない子は事務室で机の下にいるんだよと言っても信じてもらえないんですね。すぐ出してあげてください。もうこのままでは弱って死んでしまいますと言われていています。なので、やはりそのイメージづくりと、あと実際に管理の仕方、見せ方というのが非常に大事なのかなというのは思いました。

○林委員長 今日の論議は大体ここまでぐらいにしましょうか。本当にいろいろな御意見を皆さん全員からいただきましたので、次回また最後になりますが、今日は、この後議題としてその他がありますけど、何かありますか。ないですか。

それでは、特にないようですので、これで本日の小委員会は終了したいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 林委員長におかれましては、進行をいただきまして、誠にありがとうございました。

委員の皆様方も長時間にわたり、貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、皆様から頂戴した御意見等は前回の検討内容を踏まえまして、次回小委員会で御検討いただく中間報告案として取りまとめたいと存じます。

次回の小委員会は御案内のとおり、来月12月3日（月曜日）午前10時開会を予定

しておりますので、御出席のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、これもちまして、本日の小委員会を閉会といたします。

委員の皆様、ありがとうございました。

(午前11時36分 閉会)